

管理者の選任が必要

「化学物質管理者」講習(製造事業場以外1日コース)

一般社団法人 足利労働基準協会

日頃より、当協会の運営に特段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

ご案内のとおり、労働安全衛生法令が改正され、今年4月から、リスクアセスメントの対象物である化学物質を製造及び取り扱う全ての事業場において「化学物質管理者」の選任が義務化されました。この講習は、化学物質を製造する事業場以外の事業場で、化学物質管理者に選任予定の方を対象として実施します。

この講習では、化学物質管理者の役割をはじめ「クリエイトシンプル」というソフトを使った、簡単で便利なリスクアセスメントの方法などもご案内しますので、この機会を逃さず受講くださるようご案内いたします。

※ 製造事業場であるかどうかは、栃木労働局または足利労働基準監督署にてご確認をお願いします。

【化学物質管理者の選任資格】

「製造事業場以外」の化学物質管理者については、製造事業場の管理者に義務付けられている専門講習に準ずる講習(当協会の講習)を修了した者を選任することが望ましいとしています。

【講習内容(厚生労働省の通達規定による)】

- (1)関係法令・化学物質を原因とする災害発生時の対応 1.0h
- (2)化学物質の危険性及び有害性並びに表示等 1.5h
- (3)化学物質の危険性又は有害性等の調査 2.0h
- (4)化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等 1.5h

記

1 日時 令和6年7月17日(水) 9:00～

2 会場 地場産業振興センター小ホール(足利市田中町 32-11)

3 受講料 16,500円

※会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます。

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています。

4 申込期間 令和6年5月1日(水)～7月3日(水) 定員40名(申込順)

5 申込方法 ホームページから直接お申し込みください。

【お問い合わせ】

一般社団法人足利労働基準協会事務局

TEL73-6660 Fax73-9555